

社 会 福 祉 法 人
千 種 福 祉 会

定 款

- う え の 授 産 所 (生活介護事業)
- う え の 授 産 所 (就労継続支援 B 型事業)
- う え の ホ ー ム (共同生活援助事業)
- 千種区障害者基幹相談支援センター (特定・一般・障害児相談支援事業)
- 地域活動支援センターたかみ (地域活動支援センター事業)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第2種社会福祉事業
 - (ア) 障害福祉サービス事業の経営
 - (イ) 特定相談支援事業の経営
 - (ウ) 一般相談支援事業の経営
 - (エ) 障害児相談支援事業の経営
 - (オ) 地域活動支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人千種福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の障がい者を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を名古屋市千種区北千種二丁目1番44号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人には、評議員10名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

- 2 評議員選任委員会は、監事2名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任委員会の運営につい

ての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 評議員選任委員会委員の任期は、評議員の任期に準ずる。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しては、報酬等は支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算書、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併及び解散（合併又は破産による解散を除く。）
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会に議長を置く。議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加われことができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8名

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けてこの法人の常務を処理する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び名古屋市長に報告するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 < 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第21条 役員に対しては、報酬等は支給しない。

(相談役)

第22条 この法人に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の承認により、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加われことができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金100万円

(2) 名古屋市千種区北千種二丁目110番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建うえの授産所1棟（693.9平方メートル）

(3) 名古屋市千種区北千種一丁目510番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建うえのホームつむぎ1棟（260.37平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、名古屋市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人千種福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	横井 明	理事	北垣内義治
理事	平岩 善夫	理事	加藤 猛
理事	有賀 紀十	理事	吉田 宏岳
理事	玉村 義郎	理事	水野 民也
理事	平岩 信二	理事	志鎌 みゑ
監事	古川為三郎	監事	関根 孝雄

附 則

平成2年3月10日定款変更（新定款準則合致のため第18条・30条改正）

附 則

平成5年3月10日定款変更（グループホーム事業の開始及び新定款準則合致のため）

附 則

平成8年3月21日定款変更（新定款準則合致のため第4条・7条・11条・14条・15条・16条・18条・23条改正）

附 則

平成10年3月21日定款変更（事務の移譲及び新定款準則合致のため第11条・19条・23条・24条・30条・31条改正）

附 則

平成11年5月21日定款変更（精神薄弱の用語整理のための関係法律の一部を改正する法律のため第1条改正）

附 則

平成13年3月19日定款変更（新定款準則合致のため第1条・3条・5条・9条・12条・16条・17条・25条・28条・31条の改正。グループホームが国の事業に承認されたことにより第1条・20条・第5章改正）

附 則

平成14年10月11日定款変更（千種区障害者地域生活支援センター事業開始のため第1条改正）

附 則

平成16年1月27日定款変更（評議員定数改正により第16条改正）

附 則

平成16年9月10日定款変更（グループホームさくら事業開始のため第1条改正、定款準則合致等のため第13条、第21条及び第33条の改正）

附 則

平成17年4月25日定款変更（公益事業であるうえのいこいの家を新たに設置経営するための規定の制定及びこれに伴う章番号並びに条番号の整理）

附 則

平成17年8月31日定款変更（中学・高校生の障害児放課後支援事業追加のため第29条（2）の規定の制定並びに定款準則合致のため第3条、第8条及び第17条を改正）

附 則

平成18年5月15日定款変更（定款準則合致のため第8条、第12条、第16条、第20条、第21条、第29条及び第34条を改正）

附 則

平成18年7月4日定款変更（社会福祉事業名の変更に伴い第1条を改正）

附 則

平成20年6月25日定款変更（文章の修正に伴い第5条第4項、第8条第6項第7項、第9条、第15条第2項、第20条第5項及び第35条を改正。評議員数の定数改正に伴い第16条第1項を改正。公益を目的とする事業名の変更に伴い第19条第1項を改正）

附 則

平成21年1月29日定款変更（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業への移行に伴い、社会福祉事業の目的を変更するとともに、公益を目的とする事業の廃止に伴う条文の削除による改正）

附 則

平成21年3月27日定款変更（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業への移行に伴う、公益事業の終了による条文の改正及び文章の修正）

附 則

平成22年1月25日定款変更（うえのホームさくらの統合化に伴う第1条（ウ）の改正、理事の定数是正に伴う第5条（1）及び評議員の定数是正に伴う第16条の改正）

附 則

平成25年7月17日定款変更（社会福祉法第2条（1）第2種社会福祉事業の（ウ）相談支援事業の事業区分の変更に伴う改正）

附 則

平成26年4月1日定款変更（定款第1条（1）の（ウ）～（オ）の事業所名の変更）

附 則

平成28年2月17日定款変更（定款第1条（1）に「（オ）地域活動支援センターの経営」の追加）

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。(社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)に伴う定款変更、平成29年1月23日認可)

附 則

平成29年7月20日(認可日)定款変更(定款第29条第2項の基本財産に(3)の追加)